

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年11月22日
【会社名】	ジンマー・バイオメット・ホールディングス・インク (Zimmer Biomet Holdings, Inc.)
【代表者の役職氏名】	副社長、シニア・コーポレート・カウンセラー兼秘書役補佐： ヘザー・J・キッドウェル (Heather J. Kidwell, Vice President, Senior Corporate Counsel and Assistant Secretary)
【本店の所在の場所】	アメリカ合衆国46580 インディアナ州 ワルソー、イースト・メイン・ストリート 345 (345 East Main Street, Warsaw, Indiana 46580, U.S.A.)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 高橋 謙
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー28階 ペーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)
【電話番号】	(03) 6271-9900
【事務連絡者氏名】	弁護士 渡邊 大貴
【連絡場所】	東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー28階 ペーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)
【電話番号】	(03) 6271-9900
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	ジンマー・バイオメット・ホールディングス・インク記名式額面普通株式 (額面金額：0.01米ドル)の取得に係る新株予約権証券 当該有価証券は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。
【届出の対象とした募集(売出)金額】	0.00米ドル(0円)(注1) 20,950,000米ドル(2,174,400,500円)(見込額)(注2)(注3) (注1) 新株予約権証券の発行価額の総額 (注2) 新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る 新株予約権証券の行使に際して払い込むべき金額の合計額 を合算した金額 (注3) かかる見込額の詳細については第一部証券情報を参照のこと
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	なし

注(1) 本書において、文脈上別段の指示がある場合を除き、「当社」、「ジンマー・バイオメット・ホールディングス・インク」及び「ジンマー・バイオメット」とは、文脈に応じてジンマー・バイオメット・ホールディングス・インク、又はジンマー・バイオメット・ホールディングス・インク及びその子会社を指す。

注(2) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「米ドル」及び「ドル」はアメリカ合衆国ドルを指す。本書において便宜上記載されている日本円は、1ドル=103.79円の換算率(平成28年10月18日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行対顧客電信直物売買相場仲値)により換算されている。

注(3) 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

発行数	190,905個（注1）
発行価額の総額	無償
発行価格	無償
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	自2016年12月1日至2016年12月15日(注2)（注3）
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	アメリカ合衆国46580 インディアナ州 ワルソー、イースト・メイン・ストリート 345 ジンマー・バイオメット・ホールディングス・インク
割当日	2017年1月1日
払込期日	該当事項なし
払込取扱場所	該当事項なし

(注1) 上記「発行数」は、最大抛出見込額（以下に定義）及び2016年10月18日現在のニューヨーク証券取引所における当社普通株式の終値129.10米ドルの85%（109.74米ドル）を基に便宜上算出したものである。

(注2) 適格従業員（以下に定義）又は本プラン（以下に定義）に参加した適格従業員（以下「プラン参加者」という。）は、上記「申込期間」中、本プランへの参加若しくは参加の継続、又は脱退を選択することができる。プラン参加者はまた、購入期間中いつでも本プランへの参加の中止を選択することができる。

(注3) 本プランに基づく購入期間は2017年1月1日から開始し、当該購入には別段の意思表示を必要としない。

(摘 要)

本募集は、2002年2月25日、2005年9月9日、2010年2月12日、2015年2月20日及び2015年9月25日開催の当社取締役会並びに2002年5月9日開催の当社株主総会により採択された、ジンマー・バイオメット・ホールディングス・インク従業員株式購入プラン（以下「本プラン」という。）に基づき、当社が100%を間接的に保有するジンマー株式会社、バイオメット3i株式会社、バイオメット・ジャパン合同会社に所属する、本プランへの参加資格を有する従業員（以下「適格従業員」という。）838名を対象に行われる。

プラン参加者は本プランに基づき、適用される購入期間開始日における公正市場価値による年間25,000米ドルを上限とし、また、半年からなる購入期間（自2017年1月1日至2017年6月30日、以下「購入期間」という。）に5,000株を上限として、購入日（購入期間の最終日、即ち2017年6月30日（又はその日に普通株式が取引されなかった場合は、直前のニューヨーク証券取引所における取引日）をいう。以下同様。）のニューヨーク証券取引所における当社普通株式の終値の85%（以下「行使価格」という。）により、当社普通株式を購入することができる。

本募集に係る購入期間中における適格従業員全員の最大抛出額は20,950,000米ドルとなるものと見込まれる（以下「最大抛出見込額」という。）。

(2) 【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>本新株予約権は、本プランに基づき、プラン参加者が、半年からなる購入期間中、自ら設定する割合の金額を給与天引きにより積み立てる拠出金により、購入日のニューヨーク証券取引所における当社普通株式の終値の85%により当社普通株式を購入することができる権利である。</p> <p>したがって、当社株式の時価が下落した場合には、本新株予約権の行使価額も下落し、その結果、本新株予約権の行使によりプラン参加者が取得することとなる普通株式数は増加する。但し、拠出金の額は予め定められた金額によるため、株価によって変動することはない。</p> <p>本プランにおいては、各購入期間におけるプラン参加者の拠出額を、購入日の終値の85%に相当する金額で除すことにより、割当株式数が決定される。そして、本プランの主目的は、資金調達ではなく、適格従業員に対する任意の本プランへの参加を通して、当社及び指定関連子会社の適格従業員に当社の普通株式を購入する機会を提供することにより、当該適格従業員の株式保有を奨励し、株式の購入を容易にすることにあるため、本プランには行使価額等の下限及び資金調達額の下限は設けられていない。</p> <p>適格従業員による参加は任意であるが、プラン参加者がプランに基づき購入することができる当社普通株式の年間合計は、適用される購入期間開始日(プランの各購入期間の最初の営業日をいう。以下同様。)における公正市場価格(ニューヨーク証券取引所におけるその日の普通株式の終値、又はその日に普通株式が取引されていなかった場合は、直前の取引日の終値をいう。以下同様。)による25,000ドルを限度とする。また、特定の購入期間中に参加者が購入できる普通株式数は5,000株を上限とする。参加者の給与天引口座は、購入後に参加者が当社又は当社の関連子会社の全ての種類の株式の全議決権又は株式総価額の5%以上を保有することになる場合は、いかなる購入日においても普通株式を購入するために利用されてはならない(以下「購入制限」という。)。プランに基づく購入のために利用可能な株式数の上限は3,000,000株又は取締役会が決定するそれ未満の株式数である。</p> <p>本新株予約権の行使条件(本プランへの参加資格を充足し、各購入期間内における当該プラン参加者自らが設定する割合の金額(但し、適用される購入期間開始日における公正市場価格による25,000ドルを限度とする。)が積み立てられていること並びに購入制限に抵触することにならないこと。)が充たされている場合、プラン参加者の拠出金は自動的に購入日に当社普通株式の購入に充当されるが、以下の場合、当社の新株予約権は消滅し、これにより新株予約権が行使されない可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プラン参加者が購入期間中、本プランから脱退した場合 ・ 株式購入権が行使される前に、死亡又は退職により、プラン参加者の本プランへの参加が停止した場合 <p>また、株式配当、株式分割、株式併合、当社が存続会社となる企業取引、又はその他の当社の株式資本の変更時には、本新株予約権の対象となる株式及びその数は、報酬委員会により調整される可能性がある。</p> <p>当社の決定による新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項はない。</p>
---------------------------------	--

新株予約権の目的となる株式の種類	ジンマー・バイオメット・ホールディングス・インク 記名式額面普通株式(額面金額:0.01米ドル)(注1)
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権1個につき1株 (本新株予約権の目的となる株式の総数:190,905株(注2))
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権1個につき109.74米ドル(11,390円)(注3) 本新株予約権の行使時の払込金額の総額: 20,950,000米ドル(2,174,400,500円)(注4)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	20,950,000米ドル(2,174,400,500円)(注4)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額:109.74米ドル(11,390円)(注3) 資本組入額:0.01米ドル(1円)
新株予約権の行使期間	2017年6月30日(注5)
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	アメリカ合衆国46580 インディアナ州 ワルソー、イースト・メイン・ストリート 345 ジンマー・バイオメット・ホールディングス・インク
新株予約権の行使の条件	本プランの条件(本プラン第3条及び第7条)又は本プランを運営する委員会の採択する規則による。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当なし(本プラン第11条及び第18条を参照のこと。)
新株予約権の譲渡に関する事項	付与される新株予約権は譲渡することができない。 (本プラン第14条を参照のこと。)
代用払込みに関する事項	該当なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当なし(本プランを参照のこと。)

(注1) 本新株予約権を行使した際交付される株式は、新規発行株式を予定している。

(注2) 前述のとおり、拋出額及び行使価格が現在未定であるため、本新株予約権の目的となる株式の最大見込総数は、最大拋出見込額を2016年10月18日現在のニューヨーク証券取引所における当社普通株式の終値129.10米ドルの85%(109.74米ドル)で除し端数を切捨てて算出したものである。

(注3) 前述のとおり、行使価格が現在未定であるため、2016年10月18日現在のニューヨーク証券取引所における当社普通株式の終値129.10米ドルの85%(109.74米ドル)を記載した。実際の行使価格はニューヨーク証券取引所における当社普通株式の購入日の終値の株価の85%となる。

(注4) 前述のとおり、拋出額が現在未定であるため、本新株予約権の行使時の払込金額の総額は、便宜上、購入期間における適格従業員による最大拋出見込額とした。

(注5) 購入日において、プラン参加者の新株予約権は自動的に行使される。

(摘要)

新株予約権行使の効力の発生

本プランの条件に基づき、各参加者は特段の行為を成すことなく、購入日において、参加者の給与天引口座の残高全額にて普通株式の購入を選択しているとみなされる。本新株予約権は購入日（2017年6月30日）に、全て自動的に行使される。

新株予約権の行使後第1回目の配当

本新株予約権の行使により当社普通株式の株主となった参加者は、第1回目の配当より、その他の株主と同様、当該株式に係る配当を受領する権利を有する。参加者が受領する配当金は、当社普通株式の購入のために再投資される。

株券の交付方法

参加者は、購入日の購入価格にて参加者の給与支払口座の残高をもって購入できる数の株式及び端株（1000分の1単位で切り上げられる。）を支給される。指定仲介業者はかかる購入された株式を参加者の普通株式口座に積み立てる。参加者は、プランに基づき株式が参加者の為に購入されるまでは、株式に対していかなる利益も議決権も有さない（プラン第6項）。通常、新株予約権の行使時に、従業員に対して株券は交付されないが、請求することにより株券の交付を受けることができる。

(注)

行使価額修正条項付新株予約権付社債等の発行により資金の調達をしようとする理由

本プランの主目的は、資金調達ではなく、適格従業員による任意の参加を通じて、当社及び指定関連子会社の適格従業員に当社の普通株式を購入する機会を提供することにより、当該適格従業員の株式保有を奨励し、株式の購入を容易にすることにある。また、本プランへの参加を通じて当社及び指定関連子会社の適格従業員による株式所有を奨励することにより、当該適格従業員に対して、会社の将来の成功と繁栄に貢献するインセンティブを提供し、当社及び指定関連子会社の成長・発展に寄与する意欲を向上させることによって、当社及び当社の株主利益の促進を図ることが可能となる。

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等に表示された権利の行使に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

本プランの規則等に従った運用がされる他、取得者と提出会社との間の特別な取決めはない。

提出会社の株券の売買に関する事項についての取得者と提出会社との取決めの内容

該当事項なし

提出会社の株券の質借に関する事項についての取得者と提出会社の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合には、その内容

該当事項なし

その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】(注)

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
20,950,000米ドル (2,174,400,500円)	50,000米ドル (5,189,500円)	20,900,000米ドル (2,169,211,000円)

(注) 上記の価額は、本新株予約権が全て行使された場合の最大見込額である。

(2) 【手取金の使途】

株式購入権の行使によって得られる差引手取総額の概算額20,900,000米ドル(2,169,211,000円)は、設備投資及び営業費等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や使途別の金額、支出時期については、事業上の必要性に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

第2 【売出要項】

該当事項なし

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4 【その他】

1【法律意見】

当社の副社長、シニア・コーポレート・カウンセラー兼秘書役補佐である、ヘザー・J・キッドウェル氏により以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

- () 当社はデラウェア州法の下で、適法に設立され、かつ、有効に存続している。
- () 当社は、本有価証券届出書の記述に従い、株式購入権の募集を適法に行うことができる。
- () 当社による、又は当社のための本有価証券届出書（訂正届出書がある場合はそれを含む。）の関東財務局長に対する提出は適法に授權されている。
- () 高橋謙及び渡邊大貴の各氏は、各々個別に、当社により当社の日本における代理人として適法に指名され、当社を代理して本有価証券届出書（訂正届出書がある場合はそれを含む。）を作成の上日本国関東財務局に提出し、その他日本国における従業員株式購入権の募集に関する届出に関する一切の行為につき当社を代理することができる。

2【その他の記載事項】

目論見書「第一部証券情報」、「第4.その他」、「2.その他の記載事項」に、以下に掲げる「ジンマー・バイオメット・ホールディングス・インク 従業員株式購入プラン」（2015年9月25日付修正含む。）の訳文を掲げる。

ジンマー・バイオメット・ホールディングス・インク 従業員株式購入プラン

第1条 意味及び目的

本プランの名称は、「ジンマー・バイオメット・ホールディングス・インク従業員株式購入プラン」である。本プランの目的は、当社の従業員及び指定関連子会社に当社の普通株式を購入する機会を提供することにある。本プランは内国歳入法第423条に基づく「従業員株式購入プラン」としての適格を有することを意図している。したがって、本プランの規定は、内国歳入法の当該条文の要件に従った方法にて参加資格を与え、制限するように解釈される。但し、当社は、かかる適格性を維持することを保証又は表明するものではない。更に、本プランは、内国歳入法第423条にて認められていないオプションの付与及び普通株式の発行を、委員会により採択され、米国外の特定の地域において望んでいる税務上の又はその他の目的を達成する為に策定された規則、手続又はサブ・プランに基づいて認めている。

本プランにおいて、また本プランに含まれる内国歳入法第423条による規定に関し、委員会による別段の定めのない限り、下記第2条(1)に定義されるところの各指定関連子会社は、当社又は他の指定関連子会社による別の付与に参加するものとみなされるが、かかる付与における参加条件は、内国歳入法第423条に定められているかかる付与における全従業員に対する条件と同じものとする。

第2条 定義

本プランにて使用されている下記の用語の意味は以下の通りである。

- (a) 「受益者」とは、参加者に関し、第12条に基づき参加者の死亡後に参加者の給与天引口座の残高及び普通株式口座の資産を受領することを指定された個人又は身分をいう。
- (b) 「取締役会」とは、当社の取締役会をいう。
- (c) 「内国歳入法」とは、随時改訂されている1986年内国歳入法及びその解釈規則及び法規をいう。
- (d) 「委員会」とは、本プランを運営する為に第13条に基づき設立された委員会をいう。
- (e) 「普通株式」とは、当社の普通株式又は普通株式に転換可能なあらゆる株式をいう。

- (f) 「普通株式口座」とは、各参加者が第6条に従い、本プランに基づき購入した普通株式を保有する為に開かれた口座をいう。
- (g) 「当社」とは、デラウェア州の会社であるジンマー・バイオメット・ホールディングス・インク及び企業間取引に基づくその後継会社をいう。
- (h) 「報酬」とは、当社及び当社がジェネラル・パートナーであるパートナーシップ又は指定関連子会社から従業員が受領した現金報酬の総額をいう。かかる報酬には、従業員の給与、賃金、時間外給与、交代勤務手当、賞与、手数料及び報奨報酬が含まれるが、移転手当、費用の払戻し、授業料の払戻し、奨学金の付与及び当社又は関連子会社のストックオプション・プラン、株式購入プラン、又は類似のプランへの参加に基づき稼得した収益を除く。
- (i) 「拠出金」とは、(給与天引き、小切手又はその他委員会の定める方法により)参加者により支払われ、本プランに基づき参加者の給与天引口座に振り込まれた額の総額をいう。
- (j) 「企業間取引」とは、当社の全資産又は実質的に全部の資産を売却すること、又は合併、連結又は当社と他社による組織変更、若しくは当社が他社に組織変更することをいう。
- (k) 「指定仲介業者」とは、随時委員会により選ばれ、プランに基づき指定仲介業者として勤める仲介業者(又はその後継者若しくは代替の仲介業者)をいう。
- (l) 「指定関連子会社」とは、取締役会又は委員会が独断にてその従業員がプランに参加する資格があると指定した関連子会社。
- (m) 「従業員」とは、当社又は関連子会社の業務を執行する役員を含む、当社又は指定関連子会社の給与記録に従業員として第一に分類される個人をいう。当社又は指定関連子会社が個人を税法上又は労働法上の独立した契約者として扱い、そのことにより内国歳入庁又はその他の連邦、州若しくは地域の政府系機関又は所轄官庁の裁定により、かかる個人は当社又は指定関連子会社の従業員であると判断された場合、かかる個人は決定又は最終的な裁定がなされた日、又その他の場合はかかる個人が第2条(m)の要件を満たしていない限り当社又は影響を受けた指定関連子会社による承認がなされた時に従業員となる。かかる個人は、従業員資格に遡及効果があるとしても、当社又は指定関連子会社がその個人を独立した契約者として扱っていた期間については従業員として見なされない。
- (n) 「証券取引法」とは、随時改訂されている1934年証券取引法及びその解釈規則及び法規をいう。
- (o) 「公正市場価格」とは、あらゆる日付に関し、ニューヨーク証券取引所におけるその日の普通株式の終値(又はその日に普通株式が取引されていなかった場合は、直前の取引日の終値)をいう。普通株式がニューヨーク証券取引所にて取引されなくなった場合、公正市場価格とは、あらゆる日付に関し、委員会が誠意をもって決定した普通株式の公正市場価格となる。委員会の決定は最終的であり、全ての者を拘束する。
- (p) 「購入期間開始日」とは、プランの各購入期間の最初の営業日をいう。
- (q) 「購入期間」とは、毎年1月1日及び7月1日から開始する6ヶ月間、又は委員会により決定されたその他の期間をいう。但し、いかなる場合も購入期間は27ヶ月を超えてはならない。
- (r) 「役員」とは、証券取引法の第16条の意味における当社の役員である個人をいう。
- (s) 「給与天引口座」とは、第5条に基づき参加者の拠出金を保持する目的で参加者の為に開かれた口座をいう。
- (t) 「プラン」とは、ジンマー・バイオメット・ホールディングス・インク従業員株式購入プランをいう。
- (u) 「購入日」とは、プランの各購入期間の最終日をいう。
- (v) 「購入価格」とは、購入期間に関し、普通株式の購入日における公正市場価値の85%に相当する金額又は委員会の定めるその他の金額をいう。
- (w) 「株式」とはプランの第16条に従い調整される普通株式をいう。
- (x) 「関連子会社」とは、かかる会社が現在存在しているか、若しくは今後当社又は関連子会社により組織化又は買収されるかに関わらず、内国歳入法第424条の意味において当社又は関連子会社の議決権付株式の少なくとも50%を保有している国内又は海外の会社をいう。

第3条 資格

- (a) 所定の購入期間の購入期間開始日に従業員であった者は、第4条の要件及び内国歳入法423条(b)の制限に従い、当該購入期間におけるプランに参加する資格がある。前記に関わらず、(1)委員会は、委員会により策定された基準及び手続きに基づき、プランへの参加を常勤従業員のみ限定することができる。(2)委員会は運営方法を設定し、予定されている購入期間開始日への参加に関し、当社又は指定関連子会社に2年を上限として雇用されているという参加条件を設定することができる。また、取締役会は指定された高報酬を得ている従業員のグループをプランに参加する資格が無いと決定することができる。但し、排除されたグループが内国歳入法414条(q)の「高報酬を得ている従業員」の定義に該当する場合に限る。プランの目的において、従業員は、通常の勤務形態が1週間に付き20時間以下又は1年間に付き5ヶ月間以下ではない限り、常勤の従業員とされる。さらに、委員会は、関連子会社が、内国歳入法第423条の目的における指定関連子会社であるか、又は内国歳入法第423条に基づかないか、決定することができる。
- (b) プランのその他の規定に関わらず、従業員(又は内国歳入法424条(d)に基づき、保有している株式が従業員に帰属する者)が当社の普通株式を保有し、且つ/又は当社もしくは関連子会社の全ての種類の株式の全議決権又は株式総価額の5%以上の株式を購入できる未行使のオプションを有する場合は、いかなる従業員もプランに参加することはできない。

第4条 参加

従業員は、給与天引する権限を付与する申込契約及び委員会又はその代理人により付与されるその他の必要書類(以下、「加入書類」という。)を完成させ、委員会により規定された規則に従い、適用される購入期間開始日の30日間前に、委員会(又はその代理人)又は指定仲介業者に提出することでプランの参加者となることができる。但し、取締役会又は委員会により購入期間に関連して、全ての従業員に対してそれとは異なる加入書類提出日が設定されている場合はこの限りではない。加入書類には、本プランに基づき支払われる拠出金として、給料の満額又は委員会の定める下限額が記載される。委員会は、特定の支払い項目につき、異なる比率を規定することができる。給与天引が実施不可能な国において、委員会は、従業員が小切手等の代替方法によりプランに参加することを許可することができる。

第5条 拠出金の支払方法

- (a) 参加者の給与天引は、参加者が第8条に基づきプランからの脱退を選択しない限り、購入期間開始日後の最初の給与支払日又は第4条に従い、参加者が加入書類を提出した日のいずれか遅い方に開始し、かかる加入書類が適用される購入期間中の購入日に、又はそれ以前に支払われた最後の給与支払日に終了する。参加者の加入書類は、参加者が第8条に基づきプランからの脱退を選択しない限り、又は参加者が委員会により設定された規則に従い、後続の購入期間における給与天引率を変更する為に新規の加入書類を提出しない限り、後続の購入期間においても有効である。
- (b) 参加者による全ての拠出金は当社の一般資産の一部として保有されるが、当社は、各参加者に対して給与天引口座を開き、各参加者の拠出金を参加者の給与天引口座に振り込む。給与天引が実施不可能な国において委員会承認している場合を除き、参加者は参加者の給与天引口座に追加の支払いを行うことはできない。
- (c) 参加者のプランへの拠出金に対しては、現地法による定めのある場合及び委員会による規定のある場合を除き、いかなる金利も発生しない。
- (d) 委員会による別段の規定がない限り、従業員に対してなされる米ドル以外の給与天引は現地通貨(非米ドル)にて蓄積され、購入日に米ドルに転換される。

第6条 参加者による購入及び普通株式口座

各購入日において、各参加者は更なる行為をせずとも、参加者の給与天引口座の残高全額にて普通株式の購入をすることを選択していると見なされ、指定仲介業者は購入された株式を参加者の普通株式口座に積み立てる。

- (a) 参加者は、購入日の購入価格にて参加者の給与支払口座の残高をもって購入できる数の株式及び端株(1000分の1単位で切り上げられる。)を受領する。
- (b) 普通株式の株式及びその端株に関する配当金並びに購入された株式は、普通株式に再投資され、普通株式口座において参加者の為に保有されている株式に加えられる。
- (c) 株式購入の費用及び指定仲介業者の費用は、参加者により支払われる。
- (d) 参加者は、プランに基づき株式が参加者の為に購入されるまでは、株式に対していかなる利益も議決権も有さない。

- (e) 参加者の普通株式口座にて保有されている株式は、参加者の代わりに指定仲介業者又はその被指名人の名前にて登録される。プランに基づき参加者に提供される株式は参加者又は参加者及び参加者の配偶者の名前にて再登録される。

第7条 購入に関わる制限

参加者による購入は以下の制限に従う：

- (a) 暦年1年の間、参加者がプラン又は内国歳入法第423条にて認められているその他のプランに基づき購入することができる当社普通株式の合計は、適用される購入期間開始日における公正市場価値による25,000ドルを限度とする。さらに、本プランに基づき、ある購入期間中に参加者が購入できる当社の普通株式数は、5,000株を超えてはならない。
- (b) 参加者の給与天引口座は、その購入後に、参加者が当社又は当社の関連子会社の全ての種類の株式の全議決権又は株式総価額の5%以上を保有する(又は内国歳入法第424条(d)の意味において保有していると見なされる)ことになる場合は、いかなる購入日においても普通株式を購入する為に利用されてはならない。かかる目的の為、参加者が未行使のオプションに基づき購入する株式は、その参加者により保有されているものと見なされる。
- (c) 本条が参加者の普通株式の購入を制限している最初の購入日に、参加者の給与天引は終了し、参加者は購入日後に実施可能になり次第、参加者の給与天引口座の残高の払戻しを受ける。
- (d) プランに基づき購入された普通株式の総数はいかなる場合も、当社の発行済み株式の20%以上を超えることはない。

第8条 参加からの脱退

- (a) 参加者は、参加者の給与天引口座に振り込まれる拠出金の全て、但し一度につき全額を、委員会の規則に従い委員会、その被指名人又は指定仲介業者に対してその旨を通知することにより、購入日の前であれば何時でも払戻しを受けることができる。参加者が脱退を選択した場合、参加者の給与天引口座に振り込まれた参加者の拠出金全額は参加者に返金され、参加者はかかる購入期間中に株式購入プランへの拠出を継続しなくてもよい。
- (b) 購入期間中に参加者が自発的に脱退したとしても、参加者は後続の購入期間のプランに参加する資格があり、また、参加者の普通株式口座に以前積み立てられていた普通株式をそのまま保持しておくこともできる。

第9条 指定仲介業者による株式購入

各購入日において、指定仲介業者は、全参加者の給与天引口座の累積残高を使用して普通株式を取得し、その株式は各参加者の普通株式口座に積み立てられる。

- (a) 指定仲介業者は新規に発行された又は当社が自己株式として保有している株式を取得する。また、委員会の指示があれば公開市場又は民間取引での購入により株式を取得する。
- (b) 株式が委員会の指示に基づいて公開市場の1回以上の取引にて、又は民間取引にて購入された場合、当社は購入価格と参加者の為の株式購入価格との差額を指定仲介業者に支払う。

第10条 普通株式口座の回収

本条中に別途規定がない限り、参加者は、指定仲介業者への14日前の書面による通知をもって、参加者の普通株式口座の資産を回収することを選択できる。

- (a) 参加者は、参加者の普通株式口座に積み立てられている全普通株式の株券を取得することを選択できる。プランへの参加条件として、各参加者は、保有する普通株式をその購入日から2年以内に売却又は処分する場合には当社にその旨を通知することに同意する。
- (b) 参加者は、参加者の普通株式口座の全株式を売却すること、及び売却益から売却経費を差引いた額の支払いを受けることを選択することができる。
- (c) いずれの場合も、指定仲介業者は普通株式口座に保有されている端株を売却し、かかる売却益から売却経費を差引いた額を参加者に支払う。

上記にかかわらず、委員会は、指定仲介業者が参加者の普通株式口座に積み立てられている普通株式を指定の期間保有することを要求することができ、また、当該期間中の処分を制限することができ、更に/又は、普通株式の処分を無効にする、又は株式譲渡を制限する手続を策定することができる。

第11条 参加の停止

参加者が死亡又は退職した場合、参加者のプランへの参加は停止し、当社又はその被指名人は当該参加者の給与天引口座の残高を返金し、指定仲介業者は参加者の普通株式口座の資産を分配する。

- (a) 参加者が死亡した場合、当該参加者の給与天引口座の残高及び普通株式口座の資産は、当該参加者の受益者に分配される。
- (b) 参加者が退職した場合、当該参加者の給与天引口座の残高及び普通株式口座の資産は、当該参加者に分配される。本第11条の目的上、雇用が当社又は他の関連会社に移転した場合、参加者の雇用が終了したとはみなされない。但し、雇用の移転においては、委員会が現地法及び内国歳入法第423条の規定が適用されることを考慮して望ましい又は必要であると判断した場合、参加者の転属先である事業体の参加する別の付与又は内国歳入法第423条に基づかない付与に参加者の参加を切り替えることが出来る。
- (c) 分配された時点で、参加者又は、参加者が死亡した場合はその受益者が、当該参加者の普通株式口座に積み立てられた全普通株式の株券を取得するか、又は当該普通株式口座の全株式を売却することを選択できる。かかる場合、指定仲介業者は普通株式口座に保有されている全株式及び端株を売却し、売却経費を差引いた売却手取金を参加者又はその受益者に支払う。

上記にかかわらず、参加者が死亡若しくは退職した場合、委員会はかかる参加者若しくは受益者の普通株式口座に積立てられている普通株式を指定の期間保持するよう指定仲介業者に要請すること、またかかる期間内の処分を制限すること並びに/又は普通株式の不適合処分を追跡手続若しくは株式の譲渡制限手続を定めることができる。

第12条 受益者の指定

各給与天引口座及び各普通株式口座は、参加者の名義とする。参加者は、委員会により認められる限りにおいて、自分が死亡した場合の両口座の利益の受益者を委員会により規定された手続に従って指定することができる。参加者が既婚者であり指定受益者がその配偶者ではない場合、かかる指定の効力発生にはその配偶者の同意が必要となる。参加者は、委員会の規定する手順に従って受益者の指定を(必要があれば配偶者の同意を伴って)何時でも変更することができる。参加者が受益者を指定せずに死亡した場合、又は受益者が参加者の存命中に死亡した場合は、参加者の身分は当該参加者の受益者となる。

第13条 プランの運営

プランは、取締役会が指名した3名以上の構成員で構成される委員会により運営される。

- (a) プランを運営する委員会は、取締役会が別の委員会を指定しない限り、取締役会の報酬委員会を指す。取締役会は、随時委員会の欠員を補充することが出来る。
- (b) 委員会は、プランに明示された条項に従い、プランの実施及び解釈、それに関連した規則の策定、改定及び廃止に必要な一切の活動(株式取得に関する指定仲介業者への指示を含む)、並びにプランの運営に必要な、又は望ましいその他一切の決定を行う自由裁量権を有する。かかる全ての決定は最終的なものであり、全ての者を拘束する。
- (c) 委員会の定足数は構成員の過半数とし、委員会は、定足数が満たされている会議における過半数の構成員の議決により、又は委員会の全構成員の署名が入った書面による合意により、行動することができる。
- (d) 委員会は、プランを適切に運営する上で必要な人物からの助言や支援、又はかかる人物の雇用又は指名を要請することが出来る。

第14条 譲渡不可能な権利

参加者は、プランに基づく権利を譲渡することは出来ない。

第15条 プランの為に留保される株式

下記及び第16条に規定されている調整に従い、プランに基づく購入の為に利用可能な最大株式数は3,000,000株又は取締役会が決定するそれ未満の株式数である。

第16条 資本構成の変更

プランのいかなる内容にもかかわらず、委員会は参加者又は受益者の同意なく、以下の行為を行うことができる。また、委員会の決定は全ての目的において最終的であり、かつ全ての者を拘束する。

- (a) 普通株式の配当、普通株式の分割、株式の併合、当社が存続会社となる企業取引、又はその他の当社の株式資本の変更(株主に対する当社の普通株式又は優先株式の購入に関する、権利、オプション又はワラントの創出又は発行を含むが、これらに限らない)時には、プランに基づく当社の株式又は証券の総数及び種類、プランに

基づいて提供される株式又は証券の最大数、売却価格及びプランのその他の関連条項が、委員会により適宜調整され、その決定は全ての者を拘束する。

- (b) 当社が存続会社とはならない企業取引の当事者となる場合、委員会はプランに関して、委員会が適当と見なす行動をとることができる。

第17条 プランの改訂

取締役会は、何時でも、又は随時、プランを改訂することが出来る。但し、(第16条に基づく当社の株式総数の変更を単に反映した増数以外の)プランに基づき発行される普通株式の株式数の増加、又はその従業員がプランに基づき従業員となる会社(関連子会社を除く)の指定の変更を招く可能性のある改訂については、当社の株主による承認を受けなければならない。

第18条 プランの終了

プラン並びにプランに基づく従業員及び受益者の全ての権利は、以下の時点で終了する。

- (a) 第15条に規定されている購入の為に利用可能な留保された株式の株式数を超える数の株式を購入する権利が参加者に付与される購入日、又は、
(b) 取締役会の裁量により決められる日

プランが上記(a)の状況において終了する場合は、終了日時点で残存している留保された株式は比例配分して参加者の普通株式口座に積み立てられる。プランの終了時、各参加者はそれぞれの給与天引口座の残高及び同普通株式口座の全株式を受領する。

第19条 委員会の補償

委員会の構成員は当社の基本定款及び附属定款に従い、当社の取締役としての補償及び弁償を受ける権利を有することができるよう、委員会に関する業務は当社の取締役の業務を構成する。

第20条 政府規制

プラン、プランに基づく株式購入権の付与及び行使、並びに、当社又は指定仲介業者が株式購入権が行使された際に株式を売却及び分配する義務は、適用される全ての連邦、州及び外国の法律及び規則に従い、更に、当社の法律顧問の意見により必要とされる監督官庁又は政府機関の承認に従う。

第21条 報告

委員会又は指定仲介業者は、最低年1回、勘定書を参加者に提供する。かかる勘定書には、拠出額、1株あたりの購入価格、購入された株式数、参加者の普通株式口座に積み立てられている株式数及び、もしあれば参加者の給与天引口座の現金残高が記載されている。

第22条 準拠法

プランはインディアナ州の法律に準拠するものとするが、米国以外の指定関連子会社用に採択されたサブ・プランは、当該指定関連子会社の所在する法域の法律に準拠するものとする。

第23条 効力発生日

取締役会により2010年2月12日修正・改訂されたプランは、2010年1月1日付で有効となる。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項なし

第2【統合財務情報】

該当事項なし

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項なし

第三部 【追完情報】

1 臨時報告書の提出

1) 新株予約権の募集

当社は、当社のジンマー・バイオメット・ホールディングス・インク 2009年ストック・インセンティブ・プラン(2013年5月7日及び2015年2月20日に改正。)(以下「本プラン」という。))に基づき、本邦以外の地域において新株予約権証券(以下「本新株予約権」という。))の募集を開始したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、2016年5月23日臨時報告書を提出した。以下にその報告の概要を記載する。ここで定義のされていない用語は、別途定めのない限り、プランの上の意味と同一の意味を有する。

報告内容

(1) 有価証券の種類

新株予約権証券

(2) 新株予約権の内容等

(イ) 発行数

1,785,721個(発行数は新株予約権の目的となる当社普通株式の数と同数である。)

(注)本募集は、当社の子会社に所属する、本プランへの参加資格を有する従業員(以下「適格従業員」という。)703名(日本を除く。)を対象とした、株式を目的とする新株予約権証券の発行に関するものである。

(ロ) 発行価格

0米ドル(0円)

(注)本報告書において括弧内の円金額は、1米ドル=109.43円の換算率(株式会社三菱東京UFJ銀行の2016年4月22日現在の対顧客電信直物売相場仲値)により計算されている。

(ハ) 発行価額の総額

0米ドル(0円)

(ニ) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

1 株式の種類

ジンマー・バイオメット・ホールディングス・インク記名式額面普通株式(額面金額0.01米ドル)

(注)本新株予約権の目的となる株式は、授權未発行株式及び当社が市場その他において取得する発行済株式を使用する予定である。

(注)当社の発行済普通株式が、株式配当、株式分割、株式結合、現金又は資産の臨時配当、資本再構成、再組織、会社の分離若しくは分割及び同様の理由により変更される場合、本プラン又はそれ以前に付与された報奨の対象となる株式又はその他の有価証券の数量及び種類、並びにかかる報奨の行使価格又は清算価格は、当社取締役会報酬及び経営開発委員会(以下、「委員会」という。)により調整される。

2 株式の内容

(a) 普通株式は、優先株式及び優先株式の各種類の明示的条件に従うものとする。各普通株式は、定款に規定され、又は法律により要請される場合を除き、他の全ての普通株式と同等とする。

(b) 定款により授権される普通株式は、新株引受権の対象とならないものとする。現在及び将来の発行済普通株式の株主は、授権枠内未発行株式、又は当社により発行された、若しくは発行される、優先株式、普通株式若しくはその他の持分有価証券のいずれについても購入、又は購入の募集にかかる新株引受権を有しないものとする。

(c) 普通株式の株主は、当該普通株式の株主が議決権を有する、株主に対して提案される全議案について、1株につき1議決権を有するものとする。法律、又は優先株式の各種類の権利、権能及び優先権を指定する取締役会により採択された決議により規定される場合を除き、普通株式は、取締役選任、及びその他一切の目的について独占的議決権を有するものとし、優先株式の株主は、当該株主が議決権を有しない株主総会の招集通知を受領する権限を有しないものとする。優先株式の授権株式数は、優先株式の株主の議決が優先株式指定書により要求されていない場合には、発行済普通株式の過半数の株主の賛成票により、優先株式又はその各種類の株主の議決を得ることなく、増加又は減少(その時点での同株式の発行済株式数を下回らない。)することができる。

(d) 配当金について普通株式に優先する権利を有する株式の各クラス又は種類の権利に従い、普通株式の株主は、取締役会が何時でも又は随時普通株式について宣言する、法的に利用可能な資金からの当社の配当金及びその他の現金、株式又は財産の分配を受ける権限を有するものとする。

(e) 当社の任意若しくは強制清算又は解散の場合、配当金に関する又は清算時の、普通株式に優先する権利を有する株式の各クラス又は種類の権利に従い、普通株式の株主は、その保有する普通株式数の割合に応じて、株主に対し分配可能な当社の残余財産の全てを受領する権限を有するものとする。

(f) 当社は、全ての目的において、その氏名がその保有株式とともに登録されている者を株式の所有者として取り扱う権限を有し、適用法により明示的に規定される場合を除き、当社による通知の有無にかかわらず、その他の者のかかる株式についての株主権その他の請求権又は利益を認める義務を負わないものとする。

3 株式の数

本新株予約権1個あたり1株(全ての本新株予約権が行使された場合の総株式数：
1,785,721株)

(注) 当社の発行済普通株式が、株式配当、株式分割、株式結合、現金又は資産の臨時配当、資本再構成、再組織、会社の分離若しくは分割及び同様の理由により変更される場合、本プラン又はそれ以前に付与された報奨の対象となる株式又はその他の有価証券の数量及び種類、並びにかかる報奨の行使価格又は清算価格は、委員会により調整される。

(ホ) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額
本新株予約権1個あたり104.01米ドル(11,382円)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額：
185,732,841米ドル(20,324,744,791円)

(注) 2016年3月21日のニューヨーク証券取引所における当社普通株式の公正市場価値(最高値及び最安値の平均値)である。

(注) 当社の発行済普通株式が、株式配当、株式分割、株式結合、現金又は資産の臨時配当、資本再構成、再組織、会社の分離若しくは分割、及び同様の理由により変更される場合、本プラン又はそれ以前に付与された報奨の対象となる株式又はその他の有価証券の数量及び種類、並びにかかる報奨の行使価格又は清算価格は、委員会により調整される。

(ヘ) 新株予約権の行使期間
自2017年3月21日至2026年3月21日
但し、2017年3月21日、2018年3月21日、2019年3月21日及び2020年3月21日にそれぞれ25%ずつ行使可能となる。

(ト) 新株予約権の行使の条件
各オプション権者は、委員会による別段の定めのない限り、オプション付与の約因として、当該オプションの付与日から少なくとも1年間は当社と継続的雇用関係を維持するものとし、いかなるオプションも、当該オプション権者のかかる1年の雇用期間が満了するまで行使することができない。

(チ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額
0.01米ドル(1円)

(リ) 新株予約権の譲渡に関する事項
オプション権者は、本プランに基づいて付与された新株予約権を、遺言又は相続及び遺産分割に関する法律による場合以外は譲渡又は移転することができず、当該オプションは、オプション権者の生存中、当該オプション権者によってのみ行使することができるものとする。

(3) 発行方法
当社又は当社の子会社(日本を除く)に所属する、本プランにおける適格従業員703名への割当

(4) 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

該当事項なし

- (5) 募集又は売出しを行う地域(国外)
オーストリア、ブラジル、カナダ、中国、チェコ共和国、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、イギリス、ギリシャ、インド、アイルランド、イタリア、レバノン、オランダ、ノルウェー、ポーランド、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、韓国、スペイン、スウェーデン、スイス、台湾、タイ、トルコ、アメリカ合衆国

- (6) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
手取金の総額：185,682,841米ドル(20,319,273,291円)(注)

(注) 手取金の総額は、新株予約権証券の発行価額の総額に全ての新株予約権が行使された場合の払込金額総額(185,732,841米ドル(20,324,744,791円))を合算した見込額から、発行諸費用の概算額(50,000米ドル(5,471,500円))を控除した額である。

用途：上記の差引手取概算額185,682,841米ドル(20,319,273,291円)は、設備投資及び営業費等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容、用途別の金額、及び支出時期については、事業上の必要性に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

- (7) 新規発行年月日
2016年3月21日

- (8) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称
該当事項なし

- (9) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る事項

該当事項なし

- (10) 第三者割当の場合の特記事項

該当事項なし

- (11) 提出者の資本の額及び発行済株式総数

(イ) 資本の額

普通株式 3.0 百万ドル(328百万円) (2015年12月31日現在)
払込余剰金 8,195.3百万ドル(896,812 百万円) (2015年12月31日現在)

(ロ) 発行済株式総数

普通株式 302.7百万株 (2015年12月31日現在)
* 自己株式 100.0百万株を含む。

2) 新株予約権の募集

当社は、当社の2010年1月1日付改訂に係るジンマー・バイオメット・ホールディングス・インク従業員株式購入プラン(さらに、2015年2月20日及び2015年9月25日付取締役会において修正された。)(以下「本プラン」という。)に基づき、本邦以外の地域において新株予約権証券(以下「本新株予約権」という。)の募集(2016年7月1日割当)を開始したため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、2016年7月5日臨時報告書を提出した。以下にその報告の概要を記載する。ここで定義のなされていない用語は、別途定めのない限り、プランの上の意味と同一の意味を有する。

報告内容

(1) 有価証券の種類

新株予約権証券。当該有価証券は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質：

本新株予約権は、本プランに基づき、プラン参加者が、購入期間(自2016年7月1日至2016年12月31日の半年間をいう。以下同様とする。)中、自ら設定する割合の金額を給与天引きにより積み立てる拠出金(給与天引き、小切手又はその他委員会の定める方法により、参加者により支払われ、本プランに基づき参加者の給与天引口座(プランに基づき参加者の拠出金を保持する目的で参加者のために開かれた口座をいう。以下同様とする。)に振り込まれた額の総額をいう。以下同様とする。)により、購入日(購入期間の最終日である2016年12月31日(又はその日に普通株式が取引されていなかった場合は、直前のニューヨーク証券取引所における取引日)をいう。以下同様とする。)の

ニューヨーク証券取引所における当社普通株式の終値の85%(以下「行使価格」という。)により当社普通株式を購入することができる権利である。

したがって、当社株式の時価が下落した場合には、本新株予約権の行使価額も下落し、その結果、本新株予約権の行使によりプラン参加者が取得することとなる普通株式数は増加する。但し、拠出金の額は予め定められた金額によるため、株価によって変動することはない。

本プランにおいて、割当株式数は、各購入期間におけるプラン参加者の拠出額を、購入日の普通株式の終値の85%に相当する金額で除すことにより決定される。そして、本プランの主目的は、適格従業員(本プランへの参加資格を有する従業員をいう。以下同様とする。)による任意の本プランへの参加を通して、当社及び指定関連子会社(取締役会又は委員会の単独の判断により、その従業員がプランに参加する資格があると指定した関連子会社をいう。以下同様とする。)の適格従業員に当社の普通株式を購入する機会を提供することにより、当該適格従業員の株式保有を奨励し、株式の購入を容易にすることにある。そのため、本プランには行使価額等の下限及び資金調達額の下限は設けられていない。

適格従業員による参加は任意であるが、プラン参加者がプランに基づき購入することができる当社普通株式の年間合計は、当該購入期間開始日(プランの各購入期間の最初の営業日をいう。以下同様とする。)における公正市場価格(ニューヨーク証券取引所におけるその日の普通株式の終値、又はその日に普通株式が取引されていなかった場合は、直前の取引日の終値をいう。以下同様とする。)による25,000ドルを限度とする。また、特定の購入期間中に参加者が購入できる普通株式数は5,000株を上限とする。購入後に参加者が当社又は当社の関連子会社の全てのクラスの株式の全議決権又は株式総価額の5%以上を保有することになる場合は、いかなる購入日においても、参加者の給与天引口座を普通株式を購入するために利用してはならない(以下「購入制限」という。)。プランに基づく購入のために利用可能な普通株式数の上限は3,000,000株又は取締役会が決定するそれ未満の株式数である。

本新株予約権の行使条件(本プランへの参加資格を充足し、各購入期間内における当該プラン参加者自らが設定する割合の金額(但し、適用される購入期間開始日における公正市場価格による25,000ドルを限度とする。)が積み立てられていること及び購入制限に抵触することにならないことが条件となる。)が満たされている場合、プラン参加者の拠出金は自動的に購入日に当社普通株式の購入に充当されるが、以下の場合、当社の新株予約権は消滅するものとし、これにより新株予約権は行使できない。

- ・ プラン参加者が購入期間中、本プランから脱退した場合
- ・ 株式購入権が行使される前に、死亡又は退職により、プラン参加者の本プランへの参加が停止した場合

また、株式配当、株式分割、株式併合、当社が存続会社となる企業取引、又はその他の当社の株式資本の変更時には、本新株予約権の対象となる株式及びその数は、委員会(本プランを運営するために本プラン第13条に基づき設立された委員会をいう。以下同様とする。)により調整される可能性がある。

当社の決定による新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項はない。

(2) 新株予約権の内容等

(イ) 発行数

2,787,441個(発行数は新株予約権の目的となる当社普通株式の数と同数である。)

(注)本募集は、当社の関連子会社に所属する、本プランへの参加資格を有する適格従業員約14,816名(日本を除く。)を対象とした、株式を目的とする新株予約権証券の発行に関するものである。

(ロ) 発行価格

0米ドル(0円)

(注)本報告書において括弧内の円金額は、1米ドル=102.18円の換算率(株式会社三菱東京UFJ銀行の2016年6月27日現在の対顧客電信直物売買相場仲値)により計算されている。

(ハ) 発行価額の総額

0米ドル(0円)

(二) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

1 株式の種類

ジンマー・バイオメット・ホールディングス・インク記名式額面普通株式(額面金額0.01米ドル)

(注)本新株予約権を行使した際に交付される株式は、新規発行株式を予定している。

2 株式の内容

(a)普通株式は、優先株式及び優先株式の各種類の明示的条件に従うものとする。各普通株式は、定款に規定され、又は法律により要請される場合を除き、他の全ての普通株式と同等とする。

(b)定款により授権される普通株式は、新株引受権の対象とならないものとする。現在及び将来の発行済普通株式の株主は、授権枠内未発行株式、又は当社により発行された、若しくは発行される、優先株式、普通株式若しくはその他の持分有価証券のいずれについても購入、又は購入の募集にかかる新株引受権を有しないものとする。

(c)普通株式の株主は、当該普通株式の株主に対して提示され、当該株主が議決権を有する全議案について、1株につき1議決権を有するものとする。法律、又は優先株式の各種類の権利、権能及び優先権を指定する取締役会により採択された決議により規定される場合を除き、普通株式は、取締役選任、及びその他一切の目的について独占的な議決権を有するものとし、優先株式の株主は、当該株主が議決権を有しない株主総会の招集通知を受領する権限を有しないものとする。優先株式の授権株式数は、優先株式の株主の議決が優先株式指定書により要求されていない場合には、発行済普通株式の過半数の株主の賛成票により、優先株式又はその各種類の株主の議決を得ることなく、増加又は減少(但し、その時点での同株式の発行済株式数を下回らないものとする。)することができる。

(d)配当金について普通株式に優先する権利を有する株式の各クラス又は種類の権利に従い、普通株式の株主は、取締役会が何時でも又は随時普通株式について宣言する、法的に利用可能な資金から、当社の配当金及びその他の現金、株式又は財産の分配を受ける権限を有するものとする。

(e)当社の任意若しくは強制清算又は解散の場合、配当金に関する又は清算時の、普通株式に優先する権利を有する株式の各クラス又は種類の権利に従い、普通株式の株主は、その保有する普通株式数の割合に応じて、株主に対し分配可能な当社の残余資産の全てを受領する権限を有するものとする。

(f)当社は、全ての目的において、その氏名がその保有株式とともに登録されている者を株式の所有者として取り扱う権限を有し、適用法により明示的に規定される場合を除き、当社による通知の有無にかかわらず、その他の者のかかる株式についての株主権その他の請求権又は利益を認める義務を負わないものとする。

3 株式の数

本新株予約権1個あたり1株

全ての本新株予約権が行使された場合の総株式数：2,787,441株

(注)プラン参加者は、本プランに基づき、適用される購入期間開始日における公正市場価値による年間25,000米ドルを上限とし、また半年からなる購入期間に5,000株を上限とし、購入日の終値の85%である行使価格により、当社普通株式を購入することができる。本報告書の提出日現在、プラン参加者による株式購入のための拠出額及び行使価格は未定であるため、本新株予約権の目的となる株式の最大見込総数は、プランに基づく購入のために利用可能な株式数の上限2,787,441株とする。

(ホ)新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権1個あたり102.78米ドル(10,502円)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額：286,493,186米ドル(29,273,873,745円)

(注)前述のとおり、行使価格は未定であるため、2016年6月23日現在のニューヨーク証券取引所における当社普通株式の終値120.92米ドルの85%(102.78米ドル)を記載した。実際の行使価格はニューヨーク証券取引所における当社普通株式の購入日の終値の株価の85%となる。

(注)前述のとおり、拠出額が現在未定であるため、本新株予約権の行使時の払込金額の総額は、便宜上、購入期間における適格従業員による最大拠出見込額とした。

(ヘ) 新株予約権の行使期間

2016年12月31日

(注) 購入日において、プラン参加者の新株予約権は自動的に行使される。

(ト) 新株予約権の行使の条件

- ・ 本プランに参加し、給与天引きによる拠出を行っていること。その他の条件は以下のとおりである
- ・ 所定の購入期間の購入期間開始日に従業員であったものは、当該プランに参加する資格がある(委員会による特段の定めのある場合を除く。)
- ・ 参加者による購入は以下の制限に従う：
 - (a) 暦年1年の間、参加者がプラン又は内国歳入法第423条にて認められているその他のプランに基づき購入することができる当社普通株式の合計は、適用される購入期間開始日における公正市場価値による25,000ドルを限度とする。さらに、参加者が特定の購入期間中に購入できる普通株式数は5,000株を超えないものとする。
 - (b) 参加者の給与天引口座は、その購入後に、参加者が当社又は当社の関連子会社の全てのクラスの株式の全議決権又は株式総価額の5%以上を保有する(又は内国歳入法第424条(d)の意味において保有していると見なされる)ことになる場合は、いかなる購入日においても普通株式を購入するために利用されてはならない。かかる目的のため、参加者が未行使のオプションに基づき購入する株式は、その参加者により保有されているものと見なされる。
 - (c) 本条が参加者の普通株式の購入を制限している最初の購入日に、参加者の給与天引は終了し、参加者は購入日後に実施可能になり次第、参加者の給与天引口座の残高の払戻しを受ける。
 - (d) プランに基づき購入された普通株式の総額はいかなる場合も、当社の発行済株式の20%以上となることはない。

(チ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額

0.01米ドル(1円)

(リ) 新株予約権の譲渡に関する事項

参加者は、プランに基づく権利を譲渡することはできない。

(3) 発行方法

当社又は当社の子会社(日本を除く)に所属する、本プランにおける適格従業員約14,816名への割当

(4) 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

該当事項なし

(5) 募集又は売出しを行う地域(国外)

アラブ首長国連邦、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、チリ、コスタリカ、チェコ共和国、デンマーク、エルサルバドル、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、香港、インド、アイルランド、イスラエル、イタリア、レバノン、マレーシア、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、プエルトリコ、ロシア、シンガポール、スロバキア、南アフリカ、韓国、スペイン、スウェーデン、スイス、台湾、タイ、トルコ、イギリス、アメリカ

(6) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

手取金の総額：286,443,186米ドル(29,268,764,745円)

(注) 手取金の総額は、新株予約権証券の発行価額の総額に全ての新株予約権が行使された場合の払込金額総額の見込額(286,493,186米ドル(29,273,873,745円))を合計した額から、発行諸費用の概算額(50,000米ドル(5,109,000円))を控除した額である。

(注) 前述のとおり、拠出額が現在未定であるため、本新株予約権の行使時の払込金額の総額は、便宜上、購入期間における適格従業員による最大拠出見込額とした。

使途：上記の差引手取概算額286,443,186米ドル(29,268,764,745円)は、設備投資及び営業費等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や用途別の金額、支出時期については、事業上の必要性に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

(7) 新規発行年月日

2016年7月1日

(8) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当事項なし

(9) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る事項

(イ) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

本プランの主目的は、資金調達ではなく、適格従業員による任意の本プランへの参加を通じて、当社及び指定関連子会社の適格従業員に当社の普通株式を購入する機会を提供することにより、当該適格従業員の株式保有を奨励し、株式の購入を容易にすることにある。そして、本プランへの参加を通じて当社及び指定関連子会社の適格従業員による株式所有を奨励することは、当該適格従業員に対して、会社の将来の成功と繁栄に貢献するインセンティブを提供し、また、当社及び指定関連子会社の成長・発展に寄与する意欲を向上させることによって、当社及び当社の株主利益の促進を図ることが可能となる。

(ロ) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

本プランの規則等に従った運用がされる他、取得者と提出会社との間の特別な取決めはない。

(ハ) 提出会社の株券の売買に関する事項についての取得者と提出会社との取決めの内容

該当事項なし

(ニ) 提出会社の株券の賃借に関する事項についての取得者と提出会社の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合には、その内容

該当事項なし

(ホ) その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし

(10) 第三者割当の場合の特記事項

該当事項なし

(11) 提出者の資本の額及び発行済株式総数 (2016年3月31日現在)

(イ) 資本の額

普通株式 3.0百万ドル(307百万円)

払込余剰金 8,233.5百万ドル(841,299百万円)

(ロ) 発行済株式総数

普通株式 303.3百万株

(注) うち104.2百万株は自己株式である。

2 外国会社報告書の提出日以後の発行済株式総数及び資本金の増減

年月日	発行済株式総数		資本金(普通株式及び払込剰余金)	
	増減数	残高	増減額	残高
2015年12月31日		302.7百万株		8,198.3百万ドル
2016年6月30日	1.2百万株	303.9百万株	98.3百万ドル	8,296.6百万ドル

3 外国会社報告書の提出日以降における事業等のリスクに関する変更

本項における将来に関する事項の記載は、いずれも本書提出日現在において判断したものである。

以下に記載するリスクを除き、当社の2015年12月31日終了年度に対する外国会社報告書に開示されたリスク要因に重大な変更はなかった。

以下のリスク要因を追加するものとする。

新たに取得した事業を当社の事業運営に効果的に統合し、また期待された費用節減効果や買収の収益性を達成することができない可能性がある。

当社の買収には以下を含む様々なリスクがある。

- ・ 事業の運営、技術、サービス、会計及び人事面の統合において生じる予期せぬ困難
- ・ 財務資源及び経営資源を既存の事業運営に集中できなくなるリスク
- ・ 当社が事業展開をしていない地域に進出することにおいて生じる予期せぬ困難
- ・ 主要な従業員の損失の可能性
- ・ 取得した事業に関連する予期せぬ債務
- ・ 買収費用又は投資費用を相殺できる額の収益を生み、費用節減効果を達成することができないリスク

よって、買収を適切に評価し実行できない場合、かかる買収の効果を期待通りに達成できず、見積りを上回る費用が発生する可能性がある。これらのリスクは、大規模な買収の場合、より多大なものとなる可能性がある。

欧州連合（EU）からの離脱の是非をめくり実施された英国の国民投票において離脱が支持されたことにより、当社に悪影響が及ぶ可能性がある。

英国は2016年6月23日に国民投票を実施し、有権者はEUからの自発的な離脱、いわゆる「Brexit（EU離脱）」を承認した。英国政府はEUからの離脱手続きを開始し、離脱条件の交渉に入ると考えられる。EU離脱が発表されると、世界の株式市場は急落し、また為替相場も大きく変動したが、その結果、当社の事業に使われる外国通貨に対し米国ドルが上昇した。EU離脱の影響は広範囲に及ぶことが予想される。EU離脱そのもの及び離脱の影響が大きいとの認識から、欧州及び世界における事業活動及び経済状況は悪影響を受ける可能性があり、また世界の金融市場及び為替市場は今後も引き続き不安定な状況が続くことが予想される。EU離脱により、英国とEU間の商品、サービス、人の自由な移動が阻害される可能性もある。しかしながら、EU離脱の究極的影響については定かではなく、EU市場へのアクセスを維持するため英国が結ぶ協定にもかかっている。EU離脱により英国はどのEU法を差し替え、あるいは複製するか決めていくこととなり、法的に不確定で、国内の法規制も多岐にわたるものとなる可能性がある。また英国におけるEU離脱の結果、欧州の他の国々も、EUへの残留の是非を問う国民投票の実施を模索する可能性がある。これらの可能性のみならず、当社が予想できないその他のリスクも生じる可能性があり、先例もないことから、当社の事業、経営成績及び財務状態に対する英国のEU離脱の悪影響がどの程度のものとなるか定かではない。

「株主の承認を必要とする決定に関する事柄をはじめ、当社に継続的に影響力を持つ投資家がいるため、支配権の変更を含め、その他の株主が重要な取引の結果に影響を及ぼすことが制限される可能性がある。」と題するリスク要因は削除するものとする。

「当社又は当社の既存の株主が、将来、当社株式を公開市場で売却することにより、また、その可能性が認識されることにより、当社の普通株式の市場価格が下落する可能性がある。」と題するリスク要因は削除するものとする。

「外国会社報告書」に記載されたリスク要因に含まれる下記の項目については、全て以下の内容に置き換えるものとする。

バイオメットに対する政府の調査が進行中であり、その結果次第では、当社の事業及び経営成績に悪影響が及ぶ可能性がある。また、バイオメットが2012年3月に締結した訴追延期合意を遵守できない場合、刑事訴追又は連邦医療制度の適用除外あるいはその両方の処分を受ける可能性がある。

バイオメットは、一部の国で行った医療装置のマーケティングや販売に関し海外汚職行為防止法違反の可能性があるとして、米国司法省及びSECによる調査を受けていたが、かかる調査に関連し、2012年3月26日、米国司法省と訴追延期合意を、またSECと同意書を交わした。訴追延期合意に基づき、司法省は、バイオメットが同合意期間に亘り同合意に基づく義務を履行することを条件に、バイオメットの訴追を延期することを認めた。

同合意の期間は3年であるが、司法省の裁量により1年間延期することができることとされた。またSECとの同意書において、バイオメットは、今後一切海外汚職行為防止法の条項に違反しないこと等を命ずる最終意見の確定に同意した。さらに、訴追延期合意に基づき、特にバイオメットの海外における販売慣行をはじめ、バイオメットの訴追延期合意遵守状況を監視するため、外部の独立コンプライアンス監視人が任命された。コンプライアンス監視人について、バイオメットとSECが交わした同意書の規定は、訴追延期合意と同様のものとなっている。

2013年10月、バイオメットは、ブラジル及びメキシコの事業活動について、追訴延期合意締結以前における疑惑を含め、不適切疑惑を認識することとなった。バイオメットはこれらの問題を調査するため、弁護士その他専門家に依頼した。調査に基づき、バイオメットはこれらに関与した従業員及び幹部を解雇、停職処分、又は懲戒処分とし、その他の是正措置を講じることとした。さらに、バイオメットは、2014年4月以降、訴追延期合意に基づき、独立コンプライアンス監視人並びに司法省及びSECに対しこれらの問題について開示するとともに議論している。2014年7月2日及び2015年7月13日、SECは、かかる問題についてバイオメットが一定の書類を提出することを求め召喚状を出した。司法省では依然調査中であった。

2015年3月13日、司法省は、追訴延期合意及び独立コンプライアンス監視人の任用が1年間延期されたことをバイオメットに通知した。2015年4月2日、バイオメットは、SEC職員の要請により、コンプライアンス監視人の任用期間を修正最終意見確定日から1年間延長するとして最終意見の修正に同意した。

当初延期された追訴延期合意の期限は2016年3月26日であった。しかしながら、司法省及びSECは、ブラジルとメキシコにおける違反行為の疑いその他バイオメットのコンプライアンス・プログラムに係る問題点につき引き続き評価中である。司法省、SEC及びバイオメットは今後も評価を継続し、かかる問題点について検討していくことで合意しており、したがって、本件は、10-Q提出日現在係属中である。追訴延期合意に基づき、司法省は、バイオメットの行為が追訴延期合意に違反しているかを判断する単独の裁量権を有しており、司法省は、違反が発生したと考えるとバイオメットに通知している。司法省は、2014年度に開示されたブラジル及びメキシコでの活動に関連し、また、追訴延期合意に記載された違反行為に関連し、バイオメットに対し更なる措置を講じる権利を追訴延期合意に基づき有することをバイオメットに通知した。司法省は、追訴延期合意を取消し、バイオメット又は関与した従業員と幹部、あるいはそれら全てを訴追する可能性もある。バイオメットとSEC及び司法省との議論は今後も続くことが予想され、バイオメットは今後もSEC及び司法省に協力する。本件につき、バイオメットがSEC及び司法省と和解できるかの保証はなく、そのための条件がどのようなものになるかも不確定である。当該調査に関連し、バイオメットに更なる賠償責任が生じる可能性があるため、当社では、バイオメットとの合併契約の締結日現在、「その他の流動負債」に計上した。司法省及びSECの調査が終了し、可能な結論について当社の議論も終了した場合、当社の見積りを近い将来修正する合理的な可能性がある。

バイオメットとの合併の結果、これらの事項に関連する一切のバイオメットの義務及び債務は、結合会社としての当社に引き継がれた。当社は、今後も随時更なる調査を受け続ける可能性がある。前述の調査の結果、又は新たな調査の結果、調査が1つでも適用法に違反したことが判明した場合、当社の事業、財務状態、経営成績及びキャッシュ・フローは重大な悪影響を受ける可能性がある。当社のこれまでの事業慣行に非合法とみなされる部分があった場合、当社にかかる

慣行を是正する必要があり、そのため、当社の事業、財務状態、経営成績及びキャッシュ・フローに重大な影響が及ぶ可能性がある。

第四部 【組込情報】

- | | | |
|--|------------|-----------|
| (1) 外国会社報告書及びその補足書類
(自2015年1月1日至2015年12月31日) | 平成28年4月25日 | 関東財務局長に提出 |
| (2) 外国会社半期報告書及びその補足書類
(自2016年1月1日至2016年6月30日) | 平成28年9月29日 | 関東財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

第六部 【特別情報】

【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし